

東海精神神経学会規約

第1条（名 称） この団体の名称は、東海精神神経学会とする。

第2条（目 的） 本学会は、精神医学・神経学における、研究・医療の発展をはかることを目的とする。

第3条（会 員） 本学会は、東海地方において精神神経学の研究・医療に携わるもので、上記目的に賛同するものを会員とする。会員は会費年額 2,000 円を納めねばならない。
会員は本学会の主催する会に出席し、発表することが出来る。

第4条（運営委員） 本学会に 10 名の運営委員をおく。運営委員は総会において選ばれ、任期は次期運営委員の選出までとする。運営委員は運営委員長を互選し、運営委員会を組織して、本学会を運営する。

第5条（会計監事） 本学会に、2 名の会計監事をおき、会計の監督をする。会計監事は総会において選ばれる。

第6条（事 務 局） 本学会は事務局をおく。

第7条（総 会） 総会は年に 1 回開く。総会は会員の 10 分の 1 以上の出席により成立する。総会は、次の事項を審議し、決定する。

1. 本会の目的を遂行する為の事業に関する事項
2. 会計に関する事項
3. 運営委員並びに会計監事の選出
4. その他、会員の必要と認める事項

第8条（会、会長） 本学会は、その目的遂行のための会を、年に 1 回行なう。その会の会長は、運営委員会がこれを選ぶ。

第9条（定款の準用） 本規定に規定しない事項については、日本精神神経学会定款を準用する。

第10条（条約改正） 本規約の改正には、総会において出席人員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第11条（演題の採否） 演題の採否は、会長および運営委員会で決定する。

第12条（会 計） この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、3 月 3 1 日に終わるものとする。

（追加分）

会費滞納者、退会、休会について

1. 再度の請求後も支払いがなく、3 年以上滞納する会員は自動的に退会となる。
2. 退会希望者は前年度までの会費支払いの後、退会とする。
3. 留学など不在会員に対しては休会扱いとし、会費の請求はせず、学会などの連絡は原則的にしない。
4. 消息不明で連絡が取れず、3 年以上滞納の会員は、自動的に退会とする。

附則 本規約は、1970 年 7 月 18 日より発効する。

附則 本規約は、1988 年 6 月 25 日より適用する。注 1)

附則 本規約は、1995 年 7 月 1 日より適用する。注 2)

附則 本規約は、2002 年 6 月 1 日より適用する。注 3)

附則 本規約は、2013 年 3 月 1 日より適用する。注 4)

注1) 第 128 回東海精神神経学会総会 (S. 63. 6. 25) において追加分が議決される。

注2) 第 147 回東海精神神経学会総会 (H. 7. 7. 1) において第 11 条が議決される。

注3) 第 159 回東海精神神経学会総会 (H. 13. 6. 23) において第 8 条の一部改正が議決される。

注4) 第 171 回東海精神神経学会総会 (H. 25. 2. 24) において改正が議決される。